



# 広報 ところざわ 情報館

## 9.20 No.970

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課  
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
☎042(998)9024・FAX042(994)0706  
ホームページアドレス  
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp  
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

①延べ面積が300㎡以上の雑居ビル

### ◆設置対象の範囲の拡大 自動火災報知設備の 設置基準の拡大

- ◆設置対象の範囲の拡大
- ◆自動火災報知設備の設置基準の拡大
- ◆用語の説明
- ※1 特定用途防火対象物：百貨店、旅館などの不特定多数の人が出入りする防火対象物
- ※2 防火対象物：建築物が主で、車両や船舶などの火災予防の対象となるすべてのもの
- ※3 管理について権原を有する者（管理権原者）：防火対象物について、正当な管理権を有し、建物の所有者などが該当
- ※4 避難階以外の階：建築基準法で定める避難階と1・2階を除く階

### 平成16年度 新入学児童の就学時健康診断

下表の日程で健康診断を行います。来年度就学児の保護者の方は、新入学児童を同伴のうえ受診させていただきます。

#### 【留意事項】

- 健康診断の際には、保護者・新入学児童の上履きと筆記用具を持参してください。
- 健康診断当日に欠席される方は、必ず就学予定の小学校へ連絡してください。

問い合わせ 教育委員会保健給食課(☎998-9249・FAX998-9167)

#### ■就学時健康診断日程表

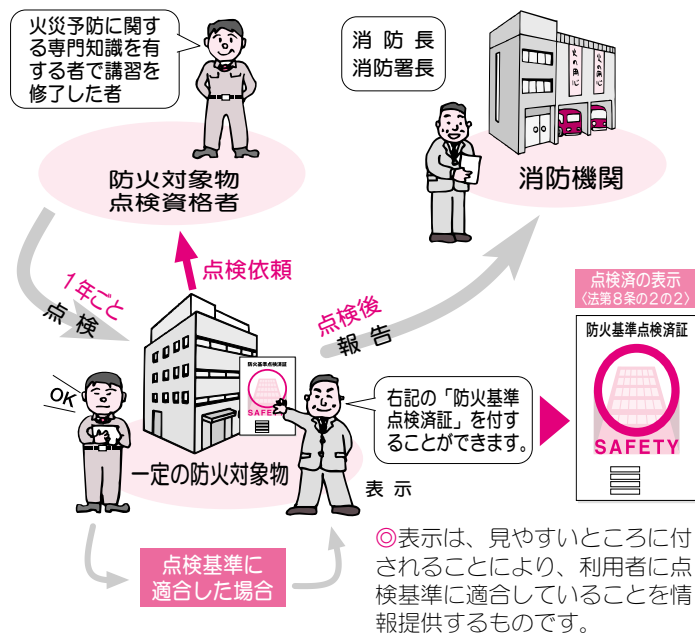
学校名	実施日	受付時間	電話番号
所沢小学校	11月26日(木)	午後1:00~1:20	922-0281
南小学校	11月6日(木)	午後1:10~1:25	922-3039
北秋津小学校	11月11日(火)	午後1:30~1:45	993-2393
荒幡小学校	10月16日(木)	午後1:30~1:45	924-5002
北小学校	10月2日(木)	午後1:30~1:50	922-3404
清進小学校	10月3日(金)	午後0:50~1:15	924-0637
明峰小学校	10月30日(木)	午後1:00~1:15	922-7591
伸栄小学校	10月14日(火)	午後1:20~1:30	942-7202
美原小学校	10月15日(水)	午後1:30~1:50	995-5123
中新井小学校	10月28日(火)	午後1:40~1:55	995-5631
並木小学校	10月21日(火)	午後1:10~1:20	995-2983
並木東小学校	10月9日(木)	午後2:00~2:15	993-5904
松井小学校	11月7日(金)	午後1:15~1:25	992-2782
若松小学校	10月14日(火)	午後1:15~1:30	992-3322
安松小学校	11月28日(金)	午後1:20~1:25	944-5210
和田小学校	11月18日(火)	午後1:30~1:45	945-6605
牛沼小学校	11月5日(水)	午後1:15~1:30	995-3151
柳瀬小学校	10月21日(火)	午後1:00~1:15	944-0742
東所沢小学校	10月24日(金)	午後1:20~1:40	945-5431
富岡小学校	10月16日(木)	午後1:30~1:40	942-0304
西富小学校	11月11日(火)	午後1:15~1:30	922-3316
中富小学校	11月13日(木)	午後1:00~1:15	942-0008
小手指小学校	10月28日(火)	午後1:15~1:30	948-2215
上新井小学校	10月23日(木)	午後1:15~1:30	923-3397
北野小学校	10月28日(火)	午後1:00~1:15	948-6012
北中小学校	11月6日(木)	午後1:45~2:00	923-5804
山口小学校	11月11日(火)	午後1:40~2:00	922-3234
泉小学校	10月9日(木)	午後1:30~1:50	924-7653
椿峰小学校	11月13日(木)	午後1:30~2:00	948-6601
三ヶ島小学校	10月31日(金)	午後1:15~1:30	948-2729
若狭小学校	10月30日(木)	午後1:30~1:45	948-3148
林小学校	10月31日(金)	午後1:30~1:45	948-9741
宮前小学校	10月30日(木)	午後1:20~1:30	926-8667

- ◆健康診断実施日の1週間前になっても入学通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課(☎998-9238・FAX998-9167)へお問い合わせください。
- ◆病弱な方・健康などに特別な事情がある方については、就学相談を受け付けます。健康診断前日までに就学予定の小学校へ申し出てください。また、市役所6階・教育委員会学校教育課でも就学相談を受け付けています。

◆対象となる防火対象物

①収容人員が300人以上のもの  
②特定用途に供される部分が避難階以外の階(1階および2階を除く)に属し、当該避難階以外の階から避難階、または地上に直通する階段が2か所(当該階段が屋外に設けられている場合などは、1か所)以上設けられていないもの

#### ■点検までの流れ



消防機関が立ち入り検査の結果、防火基準をすべてクリアしていると認めた場合、特例により点検を3年間免除する制度もあります。

10月1日

## 消防法令が改正に

### 防火対象物定期点検報告制度が新設されます

消防法令の改正に基づき、防火対象物定期点検報告制度が新設され、自動火災報知設備の設置基準の拡大等、規制が強化されます。

②特定用途に供される部分が避難階以外の階(1階および2階を除く)

に属し、当該避難階以外の階から避難階、または地上に直通する階段が2か所(当該階段が屋外に設

### エコシティとところざわ賞を募集します

市では、人・自然・環境に配慮してつくられ、地球や人にやさしい建築物や構造物の中から、優れたものを『エコシティとところざわ賞』として表彰しています。ただし、単に自然だけのものは除きます。

応募方法 市役所2階・都市計画課、または各出張所に備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、建築物や構造物の写真を貼付して直接提出してください。



過去の受賞例

応募期間 11月28日(金)まで  
◎発表は平成16年1月以降の予定です。

#### 過去の受賞例

- 雨水や太陽熱など自然のエネルギーを生活の中に積極的に取り入れて、環境への負荷の軽減を図っているもの。
  - 屋上やベランダに家庭菜園をつくり、自然との共生を図っているもの(写真)。
- 応募先・問い合わせ 市役所2階・都市計画課(☎998-9192・FAX998-9163)

けられている場合などは、1か所)以上設けられていないもの  
用途の見直しによる規制  
消防法の用途区分の中で、これまで規制されていたファシジョンヘルス、テレホンクラブなど風俗営業法に関するものについて、新たに特定

用途として規制が強化されます。  
◎このほかにも、省令などで技術上の基準などの改正が行われますので、詳細は消防本部予防課までお問い合わせください。  
問い合わせ 消防本部予防課(☎924-1313・FAX924-5186)